

# 農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 51 —



令和4年2月  
編集・発行/  
白子町農業委員会

委員会の活動状況を報告します。

## 石井町長と意見交換会を開催 ～農業を次世代に繋ぐため～

白子町農業委員会（御園弥会長、農業委員11人、推進委員9人）は、令和3年12月8日、地域農業を取り巻く現状と課題について、昨年6月に就任した石井町長との共通認識を図るため「町長との意見交換会」を開催しました。

意見交換会は委員会の提案により行われたもので、当日は町長と農業委員、推進委員が参加し、担い手の育成や確保、遊休農地、基盤整備、米価下落対策等への取り組みについて、多岐にわたり活発な意見交換が行われました。

石井町長から「農業は本町の重要な産業であり、継続的に支援することで次世代に確実にバトンを繋げられるようにしたい」との話がありましたが、委員からは町農業の窮状について現状を強く訴え、緊急的な支援策も検討するよう町長へ要望しました。



（左から田邊副会長、鶴澤委員、御園会長、石井町長）

御園会長は「町長と直接、話が出来たことはとても良い機会であったし、町長には農業者目線で現場に寄り添った施策を是非展開してもらいたい。今後も引き続き、農業委員と推進委員は地域農業者の代表であるという自覚を忘れることなく、委員会活動を通して本町の農業振興のために貢献していきたい。また、それが農業委員会の果たすべき責務だと思います。」と話す。

（裏面へ）

このような農業委員の意見の背景には、昨年の米価の大幅な下落の影響が大きく、今後の経営に不安を抱えている農家が多数いること、また米農家に限らず、高齢化や担い手不足、加えて、農作物の価格が低迷していることから離農する人が増えてしまうのではないかと懸念があるからです。



（左から中古副会長、秋葉委員）

## 【主な内容】

問（委員） 白子町の農業について、どの様に考えているのか？

答（町長） 農業は町の重要な産業の1つとして考えているので、このまま衰退させるわけにはいかない。農地は多面的な要素を含み、田んぼダム防災機能や田園風景の良好な景観など、大きな役割も果たしている。「次の農業者にバトンをつなぐ」ことが農業委員会の役割でもあり、一緒になって農地を守っていきたい。



問（委員） 農業の規模拡大や農業法人の誘致についての具体的な考えは？

答（町長） 今までと同様に、農地を担い手へ集積・集約化を図っていくことが （石和田委員）  
収益向上や規模拡大につながっていくと考えている。

農業法人の誘致については、マニフェストに記載したがあまり重点を置いていない。地域で着実に農業経営が行われていくことが最も重要だと考えているので、白子町で農業の担い手が確保できる状態であれば、積極的に農業法人を誘致するという事ではない。

問（委員） 米価下落に対する支援策、また農家に対する支援策は？

答（町長） 米の値段が1万円を切ってしまい、来年の状況をととても懸念している所である。  
1俵あたり1万3千円位が最低限の損益分岐点になるのではないかと思うが、農業経営が困難で離農してしまうという状況は、避けなければならない。地域農業の担い手が継続して営農できるよう、必要な農業機械や施設の導入に対して支援していこうとの考えはある。地域の担い手がなくなってしまうと、農地を貸している人も困ってしまう訳で、農地が近い将来、耕作放棄地になってしまうのを防ぐため、支援策について今後検討していきたい。

●今後、農業委員会の意見等を取りまとめ、提案や要望を積極的に行っていく予定です。

## 令和3年度

## 【 農地法第3条の規定に基づく許可申請件数について 】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	—	1	—	1	3	1	3	2

**耕作目的で農地を売買又は賃借する場合、一定の要件を満たし、農業委員会の許可が必要となります。**

これは、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できるようにするため審査するものです。

なお、所有権移転等の登記を行う際には、この許可書が必要となります。

## 【 農地法第5条の規定に基づく土地転用許可申請について 】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
—	—	—	—	1	—	1	—	—

**転用目的で農地を売買又は賃借する場合、一定の要件を満たし、農業委員会の許可が必要となります。**

5条では、転用目的権利移動について定めています。具体的には、「所有権や賃借権の移転・設定(農地法3条に相当)」及び「農地を非農地に転用(農地法4条に相当)」をする場合が5条許可となります。

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115